

公益財団法人日本健康・栄養食品協会

平成 23 年度 臨時評議員会議事録要旨

1. 開会場所 公益財団法人日本健康・栄養食品協会 3階 会議室
2. 開始日時 平成 24 年 3 月 5 日（月）13 時 30 分～15 時 00 分
3. 評議員現在数及び定足数
現在数 16 名、定足数 8 名
4. 出席評議員数 14 名
（出席）橘本賢次郎、小勝規生、白神俊典、末木一夫、鶴田康則、徳山陽滋、成松義文、馬場良雄、笛木弘治、堀 悟郎、松井睦子、松田 朗、森田邦雄、若尾修司
（欠席）宗林さおり、綿谷直人
（監事出席）西本恭彦、松田紘一郎
5. 議 案 第 1 号議案 平成 23 年度収支補正予算（案）に関する件
第 2 号議案 平成 24 年度事業計画（案）に関する件
第 3 号議案 平成 24 年度収支予算（案）に関する件
第 4 号議案 定款変更（案）に関する件
第 5 号議案 役員候補選出委員の選任に関する件
第 6 号議案 内閣府宛て定期提出書類について
その他報告事項
 - ・機能性評価モデル事業の進捗状況について
 - ・エラスチン規格基準について
 - ・JHFA マークの呼称について
 - ・「品質規格合格品」の表示について
 - ・東日本大震災応援キャンペーンについて
 - ・葉酸の表示について
6. 会議の概要
 - (1) 定足数の確認等
定足数の確認後、事務局長から本会議の議案進行及び議案資料について説明。
 - (2) 議案の審議状況及び議決結果等
 - ①松田議長が定足数を満たしていることから会議が成立することを宣言し、議事録署名人として、定款第 27 条第 2 項に基づき、白神俊典評議員、末木一夫評議員の 2

名が指名された。

②第1号議案 平成23年度収支補正予算（案）に関する件

事務局長より資料に基づき説明。

本議案について意見を求めたところ、特段の意見もなく、第1号議案平成23年度収支補正予算（案）については、出席評議員全員一致で了承された。

③第2号議案 平成24年度事業計画（案）に関する件

第3号議案 平成24年度収支予算（案）に関する件

事務局長より資料に基づき説明。

説明によると、当協会の事業運営方針として、現在改革を推進しており、平成23年度に受託した「機能性評価モデル事業」を契機とした健康食品の機能性についての議論が内外において沸き起こっており、平成23年7月に公益財団法人に移行した当協会に対する業界、消費者、行政からの期待や要請は今後益々大きくなるものと認識している。そのような状況のなか、平成24年度は、厳しい財政状況の下ではあるが、認証制度の更なる普及や基盤強化のための支部組織の設立、更には事業推進のための財源確保など新規事業をもりこんだ事業計画を策定し、それに沿った収支予算を組んだ。

引き続き、本案について意見を求めたところ、次の質疑応答があった。

評議員： 「健康食品産業協議会の運営支援」の具体的内容、「海外の健康強調表示制度の調査・研究」の必要性について説明してほしい。

常務理事： 健康食品産業協議会は、各団体の事業計画と協会の事業計画を見合わせた上で、事業計画を策定していきたい。「海外の健康強調表示制度の調査・研究」は、今までに、調査した内容について、オーストラリア、ニュージーランド、カナダ、中国はちょうど法律の改正中でモデル事業実施の間には法制度は確定しないと思われ引き続きフォロー調査が必要だと考えて記載した。

評議員： 賀詞交歓会について、今年は各団体は資金を出さなかったが共催という形でやってもらいよかったと思う。次年度は各団体が資金を出し合っ
て開催することになると思うがどうか。

事務局長： 予算上は協会が一部を負担することで計上してあるが、各団体と共催して行なおうと思っている。

評議員： 今回は共催というような形でおこなったが、次年度からは各団体主催という形で賀詞交歓会を行なうことになるのか。

事務局長： 次年度も主催は協会、各団体は共催という形で行ないたい。

理事長： 今年は各団体をお願い一緒に開催した。次年度も共催という形で行ないたいが、今年は初めてのことで費用負担は協会のみだったが、次年度は各団体の予算の範囲内で応分の負担をしていただきあくまで

も共催という形で行ないたい。実施の仕方を検討して一緒に行ないたい
と思っている。

評議員： 健康食品産業協議会の賀詞交歓会ということにはならないか。

理事長： 先ほど厚生労働省の温泉川室長からの挨拶で評価してもらったように、
出来れば各団体全部の名前を連ねて実施したい。そのことが業界が1つ
になったというシンボルになると思う。健康食品産業協議会主催による
賀詞交歓会は考えていない。

議長： この形でしばらく実行してはどうか。

評議員： 「支部設置に向けての体制の整備、及び九州支部設立」のねらいと目
的を聞は何か。

事務局長： 前年度から、支部の設立を進めてきた。設立については評議員会、
理事会で説明し、規程についてもすでに理事会で承認された。具体化
に向けて最初の支部が九州支部になるということ。ねらいは会員獲得
と JHFA や GMP の地域での啓発、地域の意見の反映等である。

評議員： 次は関西支部等を考えているのか。

事務局長： 最初は遠方ではあるが健康食品産業が盛んな九州に設置するが、
そのような形でいくつか出来るイメージだ。

評議員： 組織体系等も協会でこれから作っていくのか。

事務局長： 運用規程はすでに理事会で承認してもらった。支部はあくまでも協
会の内部組織ということになるので、理事会等で支部運営について報
告をし承認をしてもらうことになる。

議長： いろいろ意見が出たが、実際の運用面で本日の評議員の意見を反映する
ような形で事業計画・収支予算を執行してもらいたい。

本案について意見を求めたところ、他には特段の意見もなく、第 2 号議案平成
24 年度事業計画（案）に関する件及び第 3 号議案平成 24 年度収支予算（案）に關
する件について、原案どおり出席評議員全員一致で可決した。

④第 4 号議案 定款変更（案）に関する件

事務局長より資料に基づき説明。

（収益事業）

第 7 条この法人は、その公益目的事業を達成するために、次の収益事業をおこ
う。

(1) 当協会建物施設の賃貸に関する事業

(2) その他公益目的事業の推進に資する受託事業

2 前項第 2 号の事業については、本邦及び海外において行うものとする。

を追加すること。また、支部設置をするため定款上にその位置付け明確にする
ために、

第7章支部

(支部)

第53条この法人の事業推進するために必要があるときは、理事会はその決議により、支部を設置することができる。

2 支部の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

を追加すること。それにより各章、各条文が繰り下がることとなる。

本案について意見を求めたところ、特段の意見もなく、第4号議案定款変更(案)に関する件について、原案どおり出席評議員全員一致で可決した。

⑤第5号議案 役員候補選出委員の選任に関する件

事務局長より資料に基づき説明。

説明内容は、現行の理事の任期は平成24年6月の定時評議員会の終結の時までであり、6月の定時評議員会で新理事を選任してもらうため役員候補選出委員を選任するものである。役員候補選出委員の構成は役員候補選出委員会規則により評議員会議長を含む評議員2名、外部委員2名及び事務局員1名であるとのことであった。

事務局の説明の後、議長から役員候補選出委員5名のうち1名は評議員会議長である自分が就任することになるが、自分以外の4名の選任が必要であるので、役員候補選出委員(案)を各評議員に諮ったところ、小澤壯六、小野宏、松田朗、馬場良雄、青山充の選任が出席評議員全員一致で可決された。

⑥第6号議案 内閣府宛て定期提出書類について

事務局長より資料に基づき説明。

説明のあと本案について意見を求めたところ、特段の意見もなく、第6号議案内閣府宛て定期提出書類について原案どおり出席評議員全員一致で可決した。

⑦その他報告事項

常務理事から消費者庁から委託された機能性評価モデル事業の進捗状況について報告し、事務局長からエラスチン規格基準、JHFAマークの呼称、東日本大震災応援キャンペーン、葉酸の表示等について報告した。

説明の後、議長が意見を求めたところ、次の意見があった。

評議員： 葉酸の表示に対する反応はどうか。このようなことはタイミングが大事なので今後フォローを願いたい。

事務局長： 今後フォローをしていきたい。

評議員： 認定マークについて品質規格合格品の表示はマークと並んでついていれば問題ないということか。

事務局長： そういうことだ。マークと一体にした形で届け出をしてもらう。

評議員： 認定とは、商品全部を認定ということではなく品質に対する認定と

なるということか。健康被害等が出た場合責任問題になるのでそこをはっきりさせておいた方がいい。

部長： JHFA という呼称を残したまま、JHFA の A が Authorization なので認定という言葉を使った。これは品質規格ということ。

評議員： なかなか JHFA マークで品質を担保しているということをお客様に理解してもらえないのが現状だ。今回、品質規格合格品という形で明確に示すことで、少なくとも企業側がこのマークを取得したいという意志が出てくるのではないか。我々企業も協会の規格基準に準じて製品を作ることにより、第三者の目で一定の品質を担保しているということをお客様に知らしめるためにマークを取得している。いい内容だと思うので期待している。

理事長： 現在 JHFA マーク製品は減少している。これは JHFA マークの認知度が低い、企業にとってもマークを付けてもあまり意味がないということではないか。そういうことから JHFA マークを誰にでも分かるマークにしたいということで、まず認定健康食品ということにした。我々の責任にもなるのできちんと指導していくよう努力していきたい。

最後に事務局より今後の行事予定について報告がされ、議案の審議等を終了したので、15時00分、議長は閉会を宣言し、解散した。